

MHI 原子力研究開発株式会社 核燃料物質使用施設等保安規定の変更に関する審査結果

原規規発第 2305099 号
令和 5 年 5 月 9 日
原子力規制庁

I. 審査結果

原子力規制委員会原子力規制庁（以下「規制庁」という。）は、令和 4 年 9 月 15 日付け NDC 社発 22-280 号（令和 5 年 1 月 27 日付け NDC 社発 23-025 号及び令和 5 年 3 月 24 日付け NDC 社発 23-096 号をもって一部補正）をもって、MHI 原子力研究開発株式会社から、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和 32 年法律第 166 号。以下「原子炉等規制法」という。）第 5 7 条第 1 項の規定に基づき申請された核燃料物質使用施設等保安規定の変更認可申請書（以下「本申請」という。）が、原子炉等規制法第 5 7 条第 2 項第 1 号に定める核燃料物質の使用の許可又は変更の許可を受けたところによるものでないことに該当するか、また、同項第 2 号に定める核燃料物質又は核燃料物質によって汚染された物による災害の防止上十分でないものであることに該当するか審査した。

なお、原子炉等規制法第 5 7 条第 2 項第 2 号に定める核燃料物質又は核燃料物質によって汚染された物による災害の防止上十分でないものであることに該当するかについては、使用施設等における保安規定の審査基準（原規研発第 1311275 号（平成 25 年 11 月 27 日原子力規制委員会決定）。以下「審査基準」という。）を基に判断した。

審査の結果、本申請は、原子炉等規制法第 5 7 条第 2 項各号のいずれにも該当しないと認められる。

具体的な審査の内容については以下のとおり。

II. 申請の概要

本申請の変更の内容は、以下のとおりである。

1. 核燃料物質使用変更許可の保安規定への反映のための変更

令和 4 年 6 月 1 日付け原規規発第 2206016 号で許可した内容を保安規定へ反映するため、東京電力ホールディングス（株）が所有する福島第一原子力発電所内で採取した溶融燃料成分が構造材を巻き込みながら固化した物、切り株状燃料及び損傷ペレット（以下単に「1F 燃料デブリ」という。）の使用及び貯蔵に伴い、年間予定使用量、貯蔵施設の最大収納量及び核的制限値の記載を変更する。

2. 保安品質保証責任者の選任範囲の拡大

保安品質マネジメントに係る業務を行う保安品質保証責任者の選任について、技術

推進・品質保証部長又は保安品質保証に精通した技師長から選任できるようにするため、当該責任者の選任に係る記載を変更する。

Ⅲ. 審査の内容

Ⅲ－１. 原子炉等規制法第５７条第２項第１号

規制庁は、本申請について、核燃料物質の使用等が核燃料物質の使用の許可又は変更の許可を受けた本使用施設等の位置、構造及び設備の内容等と整合していることを確認したことから、原子炉等規制法第５７条第２項第１号に定める核燃料物質の使用の許可又は変更の許可を受けたところによるものでないことに該当しないと判断した。

Ⅲ－２. 原子炉等規制法第５７条第２項第２号

規制庁は、以下のとおり、本申請について適用される核燃料物質の使用等に関する規則（昭和３２年総理府令第８４号。以下「使用規則」という。）第２条の１２第１項各号に関する審査基準を満足していると判断したことから、原子炉等規制法第５７条第２項第２号に定める災害の防止上十分でないものであることに該当しないと判断した。

Ⅲ－２－１. 核燃料物質使用変更許可の保安規定への反映のための変更

１. 使用規則第２条の１２第１項第５号（使用施設等の操作）

使用規則第２条の１２第１項第５号に関する審査基準は、核燃料物質の臨界管理について定められていること、核燃料物質等の使用前及び使用後に確認すべき取扱いに必要な事項について定められていることを求めている。

規制庁は、以下に掲げる事項を確認したことから、使用規則第２条の１２第１項第５号に関する審査基準を満足していると判断した。

- ① １Ｆ 燃料デブリの使用について、年間予定使用量が既許可のとおり定められていること
- ② １Ｆ 燃料デブリの臨界管理に用いる核的制限値が既許可のとおり定められていること

２. 使用規則第２条の１２第１項第１０号（核燃料物質の受払い、運搬、貯蔵等）

使用規則第２条の１２第１項第１０号に関する審査基準は、臨界に達しないようにする措置その他の保安のために講ずべき措置を講ずること、貯蔵施設における貯蔵の条件等が定められていることを求めている。

規制庁は、以下に掲げる事項を確認したことから、使用規則第２条の１２第１項第１０号に関する審査基準を満足していると判断した。

- ① １Ｆ 燃料デブリの貯蔵について、貯蔵施設の最大収納量が既許可のとおり定められていること

- ② 1F 燃料デブリの臨界管理に用いる核的制限値が既許可のとおり定められていること

Ⅲ－２－２．保安品質保証責任者の選任範囲の拡大

1．使用規則第2条の12第1項第2号（品質マネジメントシステム）

使用規則第2条の12第1項第2号に関する審査基準は、保安活動の計画、実施、評価及び改善に係る組織及び仕組みについて、安全文化の育成及び維持の体制や手順書等の位置付けを含めて、使用施設等の保安活動に関する管理の程度が把握できるように定められていることを求めている。

規制庁は、本申請は、保安品質保証責任者について、技術推進・品質保証部長又は保安品質保証に精通した技師長を選任できるように変更するものであるが、当該責任者を選任する社長は、保安品質マネジメントシステム（組織を含む。）を不備のない状態に維持するとしていることに既認可から変更はないとしている。

そのため、保安品質保証責任者の選任範囲を拡大しても保安品質マネジメントシステムが不備のない状態に維持されることを確認したことから、使用規則第2条の12第1項第2号に関する審査基準を満足していると判断した。

なお、上記のほか、記載の適正化として、社内マネジメントシステムに係る用語の見直し等の変更が行われていることを確認した。